

業務委託契約書

株式会社プラスミュージック（以下「甲」という。）と C.T.Lab（以下「乙」という。）とは、以下の催しの業務の委託に関し、以下のとおり本契約を締結する。

催物名：Nuevo Conciert Diario 2024 Flamenco Festival JAPAN Month!!

第1条（業務の委託と範囲）

1 甲は、下記の業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

記

- (1) 配信業務
 - (2) 収録業務
 - (3) その他上記に付随する業務
- 以上

第2条（業務の遂行）

1 乙は、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行する。甲は、乙による本件業務の遂行に必要な協力を行う。

2 乙は、本件業務の遂行に関して、適用のある法令、監督官庁の告示・通達及び業界の自主ルール等を遵守し、知的財産権等の第三者の権利を侵害しない。

3 乙は、甲から求められた場合、甲に対して本件業務の遂行状況を速やかに報告する。

4 乙は、甲から求められた場合、本件業務の完了又は本契約の終了後、合理的に必要な範囲で、甲又は甲が指定する第三者に対して、本件業務の引継ぎを行う。

5 コロナウイルスの蔓延など有観客での遂行が困難と判断されたときでもフル配信に切り替えイベントを遂行することとする。

第3条（委託料）

1 本件業務の委託料は、132000 円（消費税別）/日とする。

2 委託料の支払日は、2024/1/31 とする。

3 甲は、乙に対して、本条第1項で定めた金額を、本条第2項で定めた日付までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

4 本件業務に要した費用（合理的な範囲に限る。）は、甲の負担とする。

第4条（再委託）

乙は、本件業務の全部又は一部を、第三者に再委託することができない。但し、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

第5条（権利の帰属）

1 本件業務の遂行に関して生じ、又は本件業務の成果に係る知的財産権は、甲に帰属する。

2 乙は、本件業務の成果について、甲又は甲が指定する第三者に対して、著作権人格権を行使しない。

3 本条において、「知的財産権」とは、特許権、意匠権、実用新案権、著作権（著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）、商標権及び営業秘密を含むが、これらに限られない。

4 本条に伴う権利移転等の対価は、本件業務の委託料に含まれるものとする。

第6条（秘密の保持）

1 甲及び乙は、本契約の履行にあたり、相手方より開示を受けた技術上又は営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、善良な管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、第三者に開示若しくは漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に利用しない。但し、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (5) 開示を受けた後、開示を受けた情報に関係なく独自に創出した情報

2 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物について、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、相手方の指示に従い、返還、消去又は廃棄その他の必要な処理を行う。

3 甲及び乙は、法令に基づき秘密情報の開示が義務付けられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

4 本条項に規定する義務は、本契約終了後も有効に存続する。

第7条（個人情報の保護）

乙は、本件業務に関連して甲から開示された個人情報について、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとする。

第8条（本契約の解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当した場合は、通知又は催告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反した場合であって、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、違反が是正されないとき
- (2) 約定の期間内に本契約上の義務を履行する見込みがない場合
- (3) 重大な契約違反又は背信行為があった場合
- (4) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合
- (5) 支払停止若しくは支払い不能の状態になったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (6) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別精算開始の申立てを受け、又は自ら申立てた場合
- (8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく義務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
- (9) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をした場合
- (10) 合併その他の組織再編又は株主構成若しくは役員の変動等により実質的支配関係が変化した場合
- (11) その他、前各号に準ずる事由その他本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合

第9条（中途解約）

甲は、本契約の有効期間中であっても、乙に対して解約日から契約期間満了日までの業務委託料相当額を違約金として支払うことにより、本契約を中途解約することができる。

第10条（損害賠償等）

甲又は乙は、本契約の条項に違反した場合には、違反により相手方に生じた損害を賠償する。

第11条（本契約の有効期限）

1 本契約の有効期限は、契約締結日から2024年1月31日までとする。

2 本条、第5条（権利の帰属）、第6条（秘密の保持）、第10条（損害賠償等）、第13条（誠実協議）及び第14条（管轄裁判所）の規定は、本契約が終了した後も、効力を有するものとする。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を、他に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項について又は本契約に疑義が生じた場合は、両当事者誠実に協議の上、円満に解決する。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

〔調印頁に続く〕

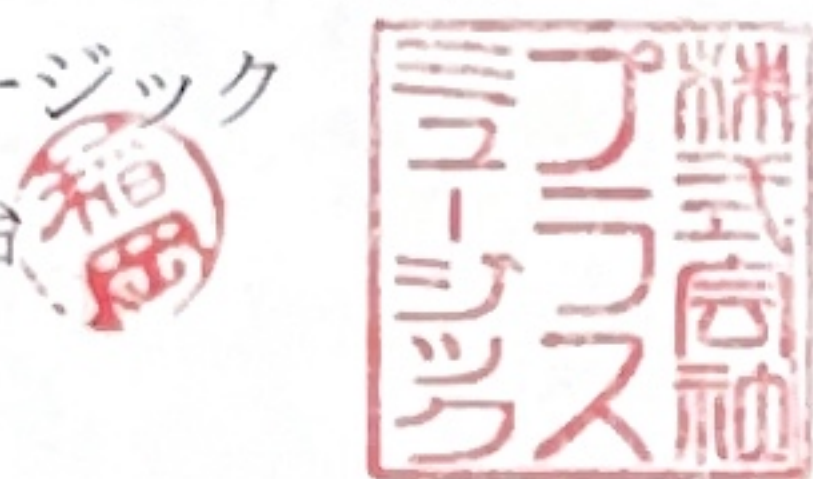
本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、両当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年_07月5日

甲 南船場3-5-27 アルファ心斎橋301

株式会社プラスミュージック

代表取締役 稲岡大治



乙 橋本市城山台2-14-2

C. T. Lab

代表 正木恵美子

